

平成29年6月12日

保護者 様

埼玉県立川越高等学校長 青木 勇藤

「ふれあいデー」の取組について（お知らせ）

日ごろ、本校の教育に御理解・御支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、埼玉県教育委員会では、教職員のワーク・ライフ・バランス推進のため、平成27年度から、毎月1回、県下一斉に教職員の定時退勤を促す日として「ふれあいデー」を設定し、県内のすべての公立小中学校、県立高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く。）において取り組んでいるところです。また、国を挙げて「働き方改革」の推進が喫緊の課題となっている中、本校においても、下記のとおり取り組んでまいりますので、何卒御理解いただきますようお願いいたします。

なお、「ふれあいデー」の趣旨等につきましては、埼玉県教育委員会が作成した裏面のリーフレットを御覧いただきたいと存じます。

記

1 趣旨

「埼玉県教育委員会が取り組む『ふれあいデー』について」（裏面）のとおり

2 「ふれあいデー」の設定日

原則として毎月21日（21日が土日、祝祭日の場合は直前の授業日）

3 その他

- (1) 「ふれあいデー」当日は、原則として、すべての教職員が勤務時間終了時刻（午後4時50分）で退勤することとします。
- (2) その際、学習指導や進路指導の計画的な実施には十分配慮するものとします。
- (3) 部活動は、原則として休養日としますが、大会前等の理由によりやむを得ず、活動を行う場合は、当該部活動において休養日を調整するものとします。

埼玉県立川越高等学校

担当 教頭 内田 正俊・小川 剛

TEL 049-222-0224

埼玉県教育委員会が取り組む「ふれあいデー」について

埼玉県教育委員会

■埼玉県内の全ての公立学校（さいたま市立を除く）で教職員の定時退勤を実施

児童生徒の生きる力を育み、学力の向上やいじめ等の様々な困難な問題を解決していくためには、教職員自身が元気であり、そして、教師としての自覚を高めるための自己研鑽を積む時間を確保することが重要です。しかし、平成28年度に実施した教職員勤務状況調査によれば、教職員の1日当たりの平均在校時間は、およそ10時間と所定の勤務時間を大幅に超えており、教職員の心身の負担増大が課題となっています。長時間労働は今やわが国全体で取り組むべき課題となっており、教職員の仕事と生活の調和について、子供たちに働き方のロールモデルとして示す必要があります。

そこで、教育委員会では、平成27年度から毎月21日を「ふれあいデー」として、教職員の定時退勤を促す日と定め、埼玉県内の全ての小中高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）で、教職員のワーク・ライフ・バランスに取り組んでいます。

■教職員のワーク・ライフ・バランスの確立で教育の向上へ

ワーク・ライフ・バランスとは、内閣府が示している「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」にあるとおり、社会全体で仕事と生活の調和の実現を図ることであり、仕事と生活それぞれを充実させて、その相乗効果を高めることです。働く者が、家族と過ごしたり、芸術に触れたり、地域活動に参加するなど、英気を養うことは、仕事の上での有益な活力を生み出すこととなります。教職員も同様です。ワーク・ライフ・バランスの確立が「より良い授業」等につながって、児童生徒に対して教育の向上として還元されていきます。より良い活力を得るためには心豊かに人間の幅を広げるような時間を持つことが大切です。教育委員会では、教職員が教育のプロとして、高いレベルの教育実践を維持し、子供たち一人一人にじっくりと向き合って、成長を促していくためには、教職員の人間としての幅を広げることがとても重要だと考えています。

月に一度の「ふれあいデー」は、全県の教職員が定時退勤した上で、英気を養うための時間を確保して教育の向上を目指す取組です。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

■毎月21日は「ふれあいデー」、児童生徒も早く帰宅して家族と過ごす時間を創ります

毎月21日は、全県の小中高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）が、原則として、教職員を定時退勤させるための体制を取ります。授業等の教育活動、日課についてはいつもどおりで、放課後の課外活動は教職員の勤務時間の終わりまでで終了となり、部活動も原則として休養日とします。児童生徒もその時刻までには下校することになりますから、心身をリフレッシュするとともに、家族との時間、学習時間等の確保を図ることが可能となります。

「ふれあいデー」当日の学校の対応はおおよそ以下のとおりとなります。

- 学校は「ふれあいデー」について、その実施日を予めお知らせいたします。21日が土日や祝祭日の場合は、原則として、その直近の日を「ふれあいデー」とします。
- この日は部活動も原則として休養日とし、その活動を休止します。
- 教職員の定時退勤に伴い、勤務時間終了後は電話対応を行なうことができませんので、恐れ入りますが、緊急の場合は、あらかじめ学校から伝えられている方法で御連絡ください。